

随意契約の結果

【令和8年2月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度幕張テクノガーデン事務所清掃業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月13日	(株) 幕張テクノガーデン 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	2040001007022	3,732,300円	3,732,300円	100.0%	本業務は、千葉エリア経営部内の清掃業務である。当該法人は賃貸借契約を結んでいるビル所有者の指定業者であり、建物使用規則等により、当該業者が施すことが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
千葉A：海浜幕張駅広告制作・掲出業務（令和8年3月）	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月19日	(株) 電通東日本 東京都港区東新橋1-8-1	1010401050996	2,707,100円	2,707,100円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する専門的知識と企画力が求められるため、企画競争により契約相手先の選定を行った。当該法人は、最も高い評価の企画提案を行ったことから、会計規程第51条第3項第1号に基づき当該法人と随意契約を行ったものである。	-				
令和8年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（千葉・茨城地区）における法定点検等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年2月10日	日本総合住宅生活（株） 東京都千代田区神田錦町1-9	3010001033375	1,002,956,900円	998,923,200円	99.6%	当工事は、対象地区においてUR賃貸住宅の安心安全に根差した重要かつ特殊な業務（業務内容が多岐にわたり、必要とする人員の確保・体制の構築が求められる）であるため、本工事に必要な特殊な技術、設備等又は高度な専門性のある技術等を有している法人を特定し、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	3人				
【URコミュニティ】令和8年度宅配ボックス保守管理業務（幕張B T P T 2 0 番街他4団地）	業務受託者 (株) URコミュニティ 千葉住まいセンター長 浅井 泰弘 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1	令和8年2月17日	(株) フルタイムシステム 東京都千代田区岩本町2-10-1	4010001028473	4,208,160円	4,208,160円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された宅配ボックスの保守管理業務である。当該法人は、当該宅配ボックスのメーカーであり、その構造を熟知し保守情報を最も多く所有しており、故障等を未然に防止するための確実な点検・整備が可能であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】宅配ロッカー保守管理業務（望海の街/フルタイム）	業務受託者 (株) URコミュニティ 千葉住まいセンター長 熊谷 大輔 千葉県船橋市前原西2-12-7	令和8年2月27日	(株) フルタイムシステム 東京都千代田区岩本町2-10-1	4010001028473	5,974,320円	5,974,320円	100.0%	本業務は、機構賃貸住宅団地内に設置された宅配ボックスの保守管理業務である。当該業者は、当該宅配ボックスのメーカーであり、その構造を熟知し保守情報を最も多く所有しており、故障等を未然に防止するための確実な点検・整備が可能であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、随意契約を行ったもの。	-				
【URコミュニティ】つくばサードビジネスオフィス事務所賃貸借契約	業務受託者 (株) URコミュニティ 千葉北住まいセンター長 北部 俣典 千葉県柏市柏4-8-1	令和8年2月9日	伊藤忠アーバンコミュニティ（株） 東京都中央区日本橋大伝馬町1-4	3010001010787	9,905,280円	9,905,280円	100.0%	当該契約は、業務を実施するための事務所の賃貸借契約である。入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、引き続き当該物件を事務所とすることが最適であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				